指定特定施設入居者生活介護（介護予防）

日生オアシス吉川　（にっせいおあしすよしかわ）

重要事項説明書

日生オアシス吉川（以下「日生オアシス吉川」といいます。）は、介護保険の指定を受けています。

日生オアシス吉川は利用者に対し、株式会社日本生科学研究所が埼玉県の指定を受けて行う特定施設入居者生活介護（介護予防）サービスを提供します。日生オアシス吉川概要や提供されるサービスの内容・契約上ご注意いただきたいことなどについてご説明します。

１．事業者

（１）　　名称　　　株式会社日本生科学研究所

（２）　　所在地　　〒162-0054　東京都新宿区河田町3番10号

（３）　　電話　　03-3341-2421

（４）　　ＦＡＸ　　03-3341-1737

（５）　　代表者　　　代表取締役　青木　勇

（６）　　設立年月　　　昭和59年9月21日

２．概要

（１）　　事業の種類　　　特定施設入居者生活介護（介護予防）

（２）　　名称　　　日生オアシス吉川

（３）　　所在地　　　〒342-0038　埼玉県吉川市美南1丁目1番3号

（４）　　電話　　　048-973-7753

（５）　　ＦＡＸ　　　048-973-7754

(６)　　管理者　　　小室智之

（７）　　開所年月日　　　平成27年3月1日

（８）　　定員　　　40名

（９）　　居室　　　18.58㎡　　　　2室（１人部屋）

18.73㎡　　　　6室（１人部屋）

18.75㎡ 　　　　6室（１人部屋）

18.85㎡ 　　　26室（１人部屋）

（１０）　食堂　　　47.9㎡　　　　　1階に1か所

　　　　　　　　　　　　　　　61.5㎡ 2階3階に1か所　　　合計3か所

（１１）日生オアシス吉川の目的

日生オアシス吉川は、介護保険法令に従い入浴、排泄、食事の介護、その他日常生活上のお世話、機能訓練及び療養上のお世話等を行うことを目的としています。

（１２）日生オアシス吉川の運営方針

1. 日生オアシス吉川は、ケアプランに基づき、サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が要介護状態になった場合でも、日生オアシス吉川において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように努めます。
2. 日生オアシス吉川は、安定的かつ継続的な事業運営に努めます。

３．日生オアシス吉川利用対象者

日生オアシス吉川利用対象者は、

1. 契約締結時に原則60歳以上の方
2. 介護保険制度における要介護認定の結果、要支援・要介護（要支援１～要介護５）と認定された方
3. 定められた利用料の支払いが可能な方
4. 連帯保証人を定められる方
5. 事業者のご利用契約書・運営規程等をご承諾いただき円滑に共同生活を営める方

となり、日生オアシス吉川と介護サービスの利用に係る契約を締結していただくこととなります。

また、以下の各項目に該当する場合は利用をお断りする場合があります。

1. 医療機関への恒常的な入院加療を要する等、事業者において適切な介護サービスの提供が困難な方
2. 暴力をふるう等、他の人に害を及ぼすおそれのある方
3. 感染症を有し、他の人に感染させるおそれのある方

４．契約締結からサービス提供までの流れ

1. 利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、ケアプランで定めます。
2. ケアプランの作成及びその変更は、下記のとおり行います。
3. 日生オアシス吉川の計画作成担当者に、ケアプランの原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。
4. その担当者は、ケアプランの原案について利用者及びその家族等に対して説明を行い、同意を得た上で決定し書面により交付します。
5. ケアプランは、必要に応じ変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要がある場合には、利用者及びその家族等と協議した上でケアプランを変更します。
6. ケアプランが変更された場合には、利用者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

５．職員の配置状況

日生オアシス吉川では、特定施設入居者生活介護等の職員として、以下の職種の職員を配置しています。

平成　　年　　月　　日　現在

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 職種 | 常勤 | | 非常勤 | | 計 | 備考 |
| 専従 | 兼務 | 専従 | 兼務 |
| 管理者 |  |  |  |  |  |  |
| 生活相談員 |  |  |  |  |  |  |
| 看護職員 |  |  |  |  |  |  |
| 介護職員 |  |  |  |  |  |  |
| 調理員 |  |  |  |  |  |  |
| 事務職員 |  |  |  |  |  |  |

＜主な配置職員の職務内容＞

管理者

日生オアシス吉川の職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。また、日生オアシス吉川の職員に運営規程を遵守させるために必要な指揮命令を行います。

生活相談員

利用者の生活相談及び援助の企画立案、実施に関する業務を行います。また、常に計画作成担当者との連携を図りケアプランにつなげます。

介護計画作成担当者

利用者に係るケアプランを作成、実施状況を把握、必要があれば計画を変更して利用者の満足度を確保します。

介護職員

利用者の日常生活上の安否確認、援助業務を行います。

６．日生オアシス吉川が提供するサービスと利用料金

（１）日生オアシス吉川が提供するサービスにつぃては、

　　　　　①　健康管理

　　　　　②　入浴介護（2回以上/週）

　　　　　③　排泄介護

　　　　　④　食事等の介護及び他の日常生活のお世話

　　　　　⑤　機能訓練及び療養上のお世話

　　　　　⑥　相談及び援助

等があります。

　なお、④、⑤、に関し、利用者の外出については、そのお世話の必要上日生オアシス吉川の許可を要するものとします。

（２）サービス利用料金

＜介護保険給付対象のサービス＞（消費税非課税）（地域区分別１単位の単価６級地１０．27円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 介護保険給付費 | 介護保険1割自己負担 | 介護保険2割自己負担 |
| 夜間看護体制加算（30日） | 3,042円 | 305円 | 608円 |
| 要支援1 | 54,452円 | 5,445円 | 10,890円 |
| 要支援2 | 93,694円 | 9,369円 | 27,743円 |
| 要介護1 | 162,139円 | 16,214円 | 32,427円 |
| 要介護2 | 181,607円 | 18,160円 | 36,321円 |
| 要介護3 | 202,597円 | 20,260円 | 40,519円 |
| 要介護4 | 222,066円 | 22,207円 | 44,413円 |
| 要介護5 | 242,752円 | 24,275円 | 48,550円 |

* 介護報酬の計算処理により、1日あたりの単価が若干異なる場合があります。
* 介護保険1割自己負担については、利用者の所得に応じ減額される場合があります。
* 介護保険関係法令の改正等により料金を変更する場合は、事前にご説明をし、ご承諾いただきます。
* 要介護1～5までの介護保険給付費、介護保険1割又は2割自己負担は30日計算になっております。

＜食費＞（消費税込）

朝食・昼食・夕食、1日3食を毎日、日生オアシス吉川が指定する時間内にご提供します。

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 月額利用料金（30日） |
| 食費（朝食・昼食・夕食） | 42,120円（朝食324円・昼食540円・夕食540円） |

＜介護保険給付対象外のサービス＞（消費税込）

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

1. ケアプランに定める回数を超えての介護サービスの利用。
2. 利用者の希望により提供される、日常生活上の便宜に要する費用。
3. 利用者の希望による医療機関への通院介助に要する費用。（救急搬送の場合は無料です。）

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 利用料金 |
| 介護保険給付対象外の排泄介助・入浴介助・食事介助ならびに掃除・買い物・調理等の家事、および疾患時一時介護や通院同行・入院時支援等を行います。（交通費等実費を伴う料金は別に徴収します。） | 540円/15分 |
| 長期不在時の利用者の居室の換気を行います。 | 216円/回 |
| 洗濯機使用料（利用者が洗濯機で洗濯します） | 108円/回 |
| 洗濯代行（日生オアシス吉川が用意するネットを単位とします） | 432円/ネット |
| 上記に含まれない個人的な要望 | 適宜ご相談の上、取り決めます |

* スタッフの手配状況によっては、お受けできない場合もあります。
* 消費者物価指数・雇用情勢・その他の経済事情の変動により料金を変更する場合は、事前にご説明をし、ご承諾いただきます。

　　　　　＜その他にかかる費用（外部サービス事業者が定める料金）＞

理美容、業者洗濯、おむつ代、医療費、個人の使用する日用品等は、別途料金がかかります。

（３）サービス利用料金のお支払い方法

前記の自己負担に係る料金・費用は、毎翌月15日頃に利用者または連帯保証人に通知し、毎翌月の２６日にお届けいただいた銀行指定口座から引き落とされます。（金融機関が休業日の場合は、翌営業日となります。）

（４）不在時の料金の取り扱い

不在期間は、不在初日と事業者に戻った日を除いた、実質不在日数とします。

* 1. 介護保険給付対象サービスの介護保険１割又は2割自己負担費用は、不在期間については費用の発生はありません。
  2. 食費は、不在期間については費用の発生はありません。
  3. 上記は一日単位で算出します。また、不在になる1週間前までに所定の用紙にて不在申請をしていただきます。

（５）利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、利用者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。ただし、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 | 吉川中央総合病院 |
| 所在地 | 埼玉県吉川市大字平沼111番地 |
| 診療科 | 内科・外科・脳神経外科・整形外科・眼科・耳鼻咽喉科・皮膚科・泌尿器科・  化学療法・回復期リハビリテーション・小児科 |

７．契約の終了について

　　　契約終了の場合は、定期建物賃貸借契約も同時に終了します。

利用者からの解約

利用者は、事業者に対して３０日間の予告期間をおいて解約書で通知することにより、契約を解約することができます。

事業者からの解約

次の事由に該当した場合、事業者は、利用者及び連帯保証人に対して、理由を示した書面で通知する他、説明及び協議を行った上で、この契約を解約することができます。

1. 利用者が、この契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
2. 利用者のサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、サービス利用料金を支払うよう催告したにもかかわらず、催告日から30日間以内に支払われない場合
3. 利用者が事業者を不在にする期間が連続して３ヶ月を超え、事業者への復帰が困難、あるいは利用者に復帰の意思がないと合理的に判断される場合
4. 利用者が、故意又は重大な過失により、事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
5. 利用者の行動が、他の利用者やサービス従事者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼすおそれがある場合、あるいは利用者が重大な自傷行為を繰り返すなど、この契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合
6. 事業者における契約内容を利用者が遵守できない場合
7. その他特別の事由がある場合

契約の自動終了

次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

1. 利用者が死亡した場合
2. 定期建物賃貸借契約が終了した場合
3. 利用者が要介護認定等の更新で非該当（自立）と認定された場合。この場合は当該認定の開始日の前日をもってこの契約は自動的に終了します。
4. 利用者が故意に介護保険の要介護認定等の更新を拒否し、要介護認定等が取り消された場合
5. 事業者が解散した場合、破産した場合、又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
6. 事業者が介護保険法令等に基づく指定特定施設等の事業者指定を取り消された場合、または指定を辞退した場合
7. 施設の滅失や重大な破損により、利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合

８．サービス提供における事業者の義務

日生オアシス吉川は、利用者に対してサービスを提供するに当たって、次のことを守ります。

1. 利用者の生命、身体、財産の安全に配慮します。
2. 利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、利用者から聴取、確認等をします。
3. サービスを行っているときに、利用者の病状に急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに、主治の医師又は協力医療機関への連絡を行うとともに必要な措置を講じます。また、あらかじめお届けいただいている緊急連絡先へも速やかに連絡を行います。尚、契約時に健康保険証の写しをお預かりいたします。
4. 利用者が入院治療を必要とする場合は、利用者の意思を確認し、連帯保証人の同意を得て、医師の判断指示により、近隣病院への入院の援助をします。
5. 非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、利用者に対して、定期的に避難、救出、その他必要な訓練を行います。（年2回）
6. 利用者が受けている要介護認定等の有効期間の満了日の３０日前までに、要介護認定等の更新申請のために必要な援助を行います。（要介護認定等は、自動的に更新されるものではありません。更新手続きを行わないと、その有効期限が切れ、介護保険サービスを受けられなくなりますのでご注意ください。更新手続きは、新規申請と同様に、基本的には利用者またはご家族に行っていただきます。）
7. 利用者に提供したサービスについて記録を作成し、２年間保管するとともに、利用者の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付（有料10円/枚）します。
8. 事業者は、サービス提供に当たり、利用者又は他の入居者の生命又は身体を保護するためやむを得ない場合を除き、車椅子やベッドに身体を縛る、ミトン型の手袋をつける、腰ベルトやY字型抑制帯をつける、抑制着を着せる、居室の外から鍵を掛ける、行動を落ち着かせるために精神作用を減衰させる薬（向精神薬）を過剰に使う等の方法による身体的拘束を行いません。
9. 事業者は、利用者の被保険者証に認定審査委員会の意見が記されている場合には、この意見に配慮してサービスの提供を行うように努めます。
10. 事業者及び事業者の従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する個人情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。また、事業者は、利用者及びその家族から予め個人情報授受委任同意書を得ない限り、居宅介護支援事業者、介護保険施設等に対し利用者及びその家族の個人情報を提供しません。ただし、利用者に医療上の必要があり、医療機関等に利用者の心身等の情報を提供する場合、また、利用者の円滑な退所のために援助を行う際に情報提供を必要とする場合には、予め書面による利用者または連帯保証人の同意を得て行います。

９．連帯保証人の義務

利用者は、保証人を1名定めていただきます。また、保証人は次のことを守ります。

1. 事業者の契約から生じる、利用者のすべての債務に係る連帯保証
2. 契約終了時の利用者の身柄及び私物の引き取り
3. 契約終了時に利用者が生存していない場合の、事業者からの返還金の返還先銀行口座の指定

保証人が上記義務事項の履行が困難になった場合は、利用者は速やかに新たな保証人を選定して事業者に通知するものとします。

１０．サービスご利用に関する留意事項

（１）施設・設備の利用上の注意義務等

1. 日生オアシス吉川の施設、設備、敷地は、その本来の用途に従って利用して下さい。
2. 利用者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が利用者の居室内立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。
3. 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、利用者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

（２）日生オアシス吉川内禁止行為

1. ケンカ、口論、泥酔、薬物乱用等他人に迷惑をかけること。
2. 政治活動、営利活動、宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の自由を侵害したり、他人に迷惑を及ぼすこと。
3. 決められた場所以外での喫煙。
4. 指定した場所以外で火気を用い、又は自炊すること。
5. 日生オアシス吉川の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
6. 故意又は無断で、設備もしくは備品に損害を与え、又はこれらを日生オアシス吉川外に持ち出すこと。

１１．事故発生時の対応について

日生オアシス吉川は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、必要に応じて吉川市に報告を行います。

事業者は、事故発生時の対応マニュアルを定めています。事故が発生した場合はその都度その原因を解明し、再発生を防ぐ対策を講じます。

１２．損害賠償について

事業者は、サービス提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合は、事業者が加入する損害賠償保険の範囲内で、利用者に対して、その損害賠償の責任を負います。

以下の各号に該当する場合は、事業者は賠償責任を負わないものとします。

1. 利用者が契約時に、その心身の状況及び疾病等の重要事項について、故意又は不実の告知を行ったことが原因で発生した損害
2. 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としないことによって発生した損害
3. 利用者が、事業者もしくはサービス従業者の指示、依頼に反して行った行為が原因で発生した損害

一方、利用者及び連帯保証人は、事業者の財産や、他の入居者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合は、相手に対してその損害を賠償します。

１3．非常災害対策と発生時の対応

（1）日生オアシス吉川は、非常災害に備えるため、消防計画を作成し、避難訓練等を次の通り行うとともに必要な設備に備える。

防火・防災管理責任者・・・小室　智之

防災訓練・・・・・・年１回以上

避難訓練・・・・・・年１回以上

（2）日生オアシス吉川での生活中に、天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等の措置を講ずるほか、管理者に連絡の上その指示に従い、速やかに安全を確保し、人命救助に努めます。

１4．苦情の受付について

（１）日生オアシス吉川における苦情の受付

日生オアシス吉川における苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

苦情受付担当者（受付時間：土日祝祭日及び事業者が定める休日を除く　月～金9：00～17：00）

［氏名］小室　智之

［職名］管理者

[連絡先] 048-973-7753

苦情解決責任者

［氏名］河上　武夫

［職名］介護事業本部

[連絡先]03-3341-7141

苦情の受付窓口は、上記受付担当者となります。

苦情解決責任者は、苦情の申し出をされた方と話し合いによって円滑な解決に努めます。

（２）苦情処理の手順

①苦情の受付

苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。

②苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者に報告いたし、確認します。

③苦情解決のための話合い

苦情解決責任者は苦情申出人と誠意をもって話し合い、双方にとって意義のある解決に努めます。

④都道府県運営適正化委員会の紹介

上記にて解決できない苦情は、社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会に設置された埼玉県運営適正化委員会に申し立てることができます。

（３）行政機関その他の苦情受付機関

|  |
| --- |
| 吉川市健康福祉部いきいき推進課介護給付係  埼玉県吉川市吉川2丁目1番5号  電話番号　　048-982-5119  ファックス　　048-981-5392  対応時間　　午前8時30分から午後5時 |
| 埼玉県国民健康保険連合会  埼玉県さいたま市中央区下落合1704号  電話番号　　048-824-2537  ファックス　　048-824-2561  対応時間　　午前8時30分から午後5時 |

特定施設入居者生活介護サービスの提供に際し、本書面に基づき重要事項の内容を説明し、同意を得て交付しました。

平成年月日

事業者

住所　東京都新宿区河田町３番１０号

名称　株式会社日本生科学研究所

代表者　　代表取締役　青木　勇

説明者

名称　　日生オアシス吉川

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

職名

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、内容に同意し、交付を受けました。

平成　　年　　月　　日

利用者

住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

連帯保証人

住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

利用者との関係